

児童福祉法 2016年改正の主な内容

■児童福祉法の理念に関する改正

- ・「児童の権利条約の精神にのっとり」と明記され、子どもの能動的権利尊重について言及された
- ・児童育成の第一義的責任が保護者にあることが明記された

【改正前】児童福祉法 第1条、第2条

- 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

【改正後】児童福祉法 第1条、第2条

- 第1条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されると、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、**児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され**、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- 2 **児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。**
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

■国及び地方公共団体の責務（第三条）

- ・第三条を新設し、児童の保護者への支援、市町村（特別区を含む）における障害児通所給付費の支給、保育の実施等、国、都道府県の市町村への責務、業務などを明記してい

る。

■その他の主な改正点

以下は主な改正点及び新たに加わった点（概略）

- ・第十条 実施期間では、都道府県の業務に「心理または児童の健康及び心身の発達に関する専門的な指導」「児童及び妊産婦の福祉に関する専門的な知識及び技術の支援」などが新たに加えられた。
- ・第十二条 児童相談所では、児童相談所における弁護士の配置またはそれに準ずる措置を行う。
- ・第三十三条 被措置児童等虐待の防止等では、児童福祉施設、里親等に措置されている児童及び保護者に対する、親子再統合のために支援
- ・第六条 児童自立生活援助事業の対象年齢が学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生、その他厚生労働省の定める者は満二十二歳に達する日の属する年度末までとする。
- ・第六条 養子縁組里親が法定化された
- ・第三十三条 情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設に名称変更

以上